

## 第595回:香港に栄光あれ

1840年、大清帝国は英国のアヘン密売を掣肘すべく、同国と鬮端を開いたが、情けないことにあつという間に惨敗を喫してしまった。この第一次アヘン戦争の後始末をつけるために結ばれたのが南京条約であり、これが英国の香港領有の契機となった。それから約1世紀半後の1997年6月30日、チャールズ皇太子と江沢民国家主席、ブレア首相と李鵬首相の出席の下、香港において盛大な返還式典が行われ、江主席は香港の主権回復を宣言しつつ「中国は『一国二制度』と『高度な自治』の方針を執行し、社会・生活様式・法律は基本的に変えない」と全世界に向かって表明した。

爾来中国の指導者は、幸いなことに江沢民主席に朱鎔基首相、胡錦濤主席に温家宝首相と、国際法の重要性を理解できる英明な指導者が続き、彼らが香港の現状と未来を語るとき、決まり文句のように「『一国二制度』、『香港人による香港管理』、『高度な自治』を堅持して、香港の長期的繁栄と安定を維持することは、中国政府の既定方針であり既定政策だ」と表明してきた。

でも残念なことに“改革開放の総設計師”鄧小平が基本方針を定め、後継者の江沢民が「50年間は一国二制度を守る」と約束し、胡錦濤政権でも継承されてきた国際公約は香港返還23年の今年、習近平政権によって一気に反故にされてしまった。

世界各国が中国による「国家安全維持法」導入は暴挙だと非難する中、中国の王毅外相は「香港問題は中国の内政問題であり、他国は内政に干渉する資格がない」との発言をしているが、これは完全に誤った主張である。鄧小平立ち合いの下、サッチャー首相と趙紫陽首相が署名した1984年の「英中共同声明」で香港の1997年返還は確定した。署名文書が「共同声明」となっているから誤解する手合いがいるのだろうが、これは紛れもない、れっきとした「条約」であり、批准条項もあり、英中間で批准書も交換されている。

今回、中華人民共和国が香港に国家安全維持法を導入したことは、国際都市香港の繁栄を崩壊させる愚挙であることは明らかだ。法律に詳しくないボクですら不審に感じる拙速で不可解なことだらけの立法であり、ある日突然こんな法律を突き付けられた香港市民は愕然としたに違いない。

- そもそも国家安全維持法は、香港人が条文を見る前に即時施行されている
- 英語は香港の公用語なのに「英語版」がまだ公開されていない
- 「国家分裂」、「中央政府転覆」、「テロ活動」、「外国勢力などとの結託」など、おどろおどろしい犯罪行為が列挙されており、これは内乱予備罪、内乱陰謀罪、外患誘致、通謀利敵等を指すものと思料されるが、その定義が曖昧のままに放置されている

香港に生活基盤を持たない(或いは持つ資格のない)本土の中国人や日本人アナリストたちは元気一杯に「最近 Alibaba(09988/HK)、京東集団(09618/HK)、網易(09999/HK)などが(米国市場を離脱して)香港回帰を果たしており、香港市場の存在感は一段と高まっている」なんてレポートを書いており、そんな“力作”を脱力感におそわれつつ読んでいるのだが、ニューヨークなんかには上場していたら、いつトランプ氏から制裁や制限を受けるか分からないので、逃げられるときにNYを脱出し、規制の緩いHKに上場替えしただけ

---

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

1/3

の話であり、それによって一時的に香港市場が活気付く可能性はないとは云えないかも…。

でもたったそれだけのことであり、Jack Ma(Alibaba)や劉強東(京東)さんたちのホッペは、「できることなら米国上場を続けたかった」に決まっている。

筆者は銀行時代にしょっちゅう香港に出張し、現地の弁護士を交えたドキュメンテーション交渉などに参加したのだが、仕事が終わりに裁判所近くのオーセンティックな雰囲気のあるバーで弁護士たちと一杯やっている時、バツハやヘンデルのような白いウィッグをかぶった弁護士が「ああ疲れた」などと云いながら、それを外しながら入って来る場面に出くわしたものだ。

香港法曹界では、まだこんな伝統が残っており、外国籍判事も少なくない。外国人弁護士やパラリーガルの数に至っては数えたこともないが、香港の国際金融センターとしての地位は、外国人プロフェッショナル、即ち判事、弁護士、会計士、銀行員、戦略系コンサルタントなどによって支えられてきた。彼らにとって香港は自由都市であり、交通の便もよく、税金も安くて、中華料理も美味しい。だから家族をロンドンやパリから呼び寄せ、長期滞在しようという気にもなるのである。

国際金融センターを目的に、ある地域にタックスヘイブンが設置されてもカラチやピョンヤンに数万人規模の“土族”が集まるわけがないように、彼らは自由のない香港よりは、今後はシンガポールを勤務地に選ぶに決まっている。そんな傾向が強まれば国際金融センターはいつの間にか移転するものだ。

もちろん香港にも未来はあるし、深圳や天津のような大産業都市にはなれるが、現体制下では上海ですら国際金融センターにはなれないように、香港の金融センターとしての魅力は消滅するだろう。

香港ドルの発券銀行である HSBC とスタンダード・チャータード銀行は国家安全維持法の導入を支持したが、これは中国銀行を含めた3行独占体制を墨守したいからに過ぎず、仮に発券銀行が中国銀行独占となれば、両行はすぐアジア戦略を転換するだろう。

でもそう悲観ばかりする必要はない。中国人は聡明だ。中国本土の指導体制が今後も続く保証はないし、香港もこのまま引き下がるわけがない。

昨年全香港を巻き込む大騒動に発展した逃亡犯条例改正案に巡るデモを機に、プロテストソング或いは非公式な国歌に相当するものとして扱われ、頻りに歌われるようになった「願榮光歸香港(英語=Glory to Hong Kong、日本語=香港に栄光あれ)」は、これからも密かに歌い続けられるだろう。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2020年(令和2年)7月3日

## 筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

---

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入  
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

## ご投資にあたっての注意事項

### 手数料等およびリスクについて

#### ①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して 最大 0.8800% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

#### ④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

#### ⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

### ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

---

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。